

第2回 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会 次第

日 時 平成16年4月14日
午前10時
場 所 渋川市役所 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関することについて

4 その他

(1) 次回会議日程について

5 閉 会

農業委員会の委員の定数、任期及び選挙区の取扱いについて

1 農業委員会の設置数

- (1)新市に1つの農業委員会を置く
- (2)新市に複数の農業委員会を置く

2 合併特例法における在任特例の適用の有無

3 委員の定数

4 選挙区設置の可否

- (1)選挙区を設置する場合
 - 選挙区数
 - 選挙区ごとの定数

5 新市の委員報酬等について

【農業委員会の委員の定数及び任期等について】

1 市町村の現況について

		浜川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計
委員 定数	選 挙	20	10	10	16	16	16	88
	選 任	4	1	2	3	5	4	19
任 期		H14.7.20～ H17.7.19	H14.7.20～ H17.7.19	H14.7.20～ H17.7.19	H14.10.17 H17.10.16	H14.7.20～ H17.7.19	H14.7.20～ H17.7.19	
農家戸数		967	41	250	662	1,037	756	3,713
農地面積		558ha	16ha	135ha	653ha	898ha	617ha	2,877ha

(農家戸数・農地面積：2000年農業センサス)

2 2つ以上の農業委員会を置くことができる市町村

農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

浜川地区の場合 区域内面積 24,042ha
農地面積 2,877ha } 2つ以上の委員会設置が可能

3 農業委員会の委員の定数等に係る選択肢

区 分	合併市町村の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合				
	新市に1つの委員会を置く場合		従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合		従前の市町村に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
選任方法	新たに選挙する	引き続き在任。ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が下記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	各委員会ごとに新たに選挙する	引き続き在任。ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が下記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	従前の委員会は、それぞれ新市の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する。
定 数	政令で定める基準に従い条例で定める数（30人以下）	協議により80人を越えず10人を下回らない数	政令で定める基準に従い条例で定める数	協議により80人を越えず10人を下回らない数	従前の定数
任 期	3年	合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間	3年	合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間	従前の期間
根拠法令	農委法 §3 §7 §15	農委法 §3、 特例法 §8	農委法 §3 §7 §15	農委法 §3 特例法 §8	農委法 §3 §34
選 挙 区	選挙区を設けることができる	選挙区を設けることができる	選挙区を設けることができる	選挙区を設けることができる	選挙区を設けることができる
選任委員の取扱い	新たに選任する	新たに選任する	新たに選任する	新たに選任する	選挙による委員と同様、それぞれの委員会の委員として在任する

(1) 1つの農業委員会を置く場合の一般原則

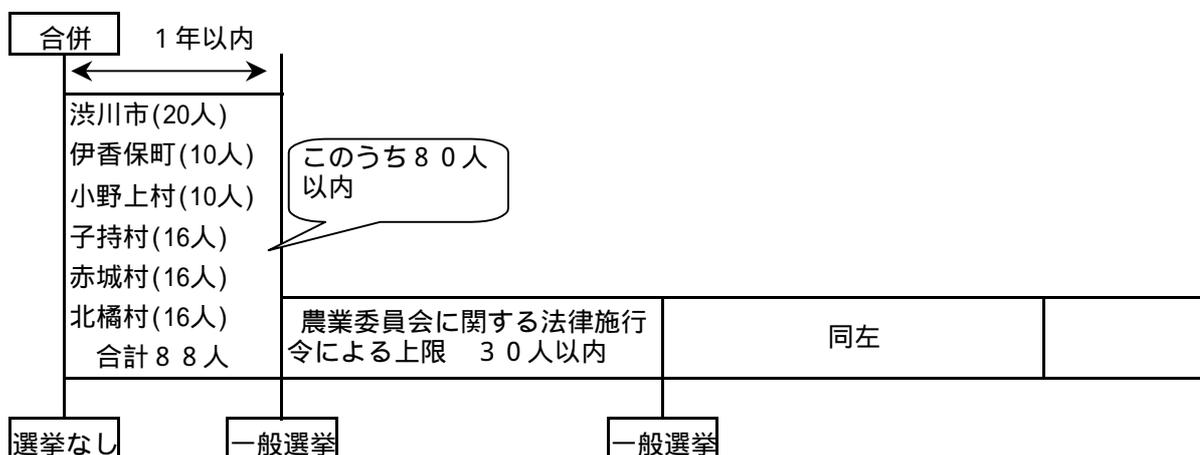
合併の前日で全委員は失職。

合併の日から50日以内に新しく定められた定数に基づき設置選挙を行う。



(2) 1つの農業委員会を置く場合の在任特例（特例法第8条）

合併関係市町村が協議により、10人から80人の範囲で定めた数の者に限り、合併後1年以内の範囲で引き続き農業委員会の選挙による委員として在任できる。



(3) 複数の農業委員会を置く場合の一般原則

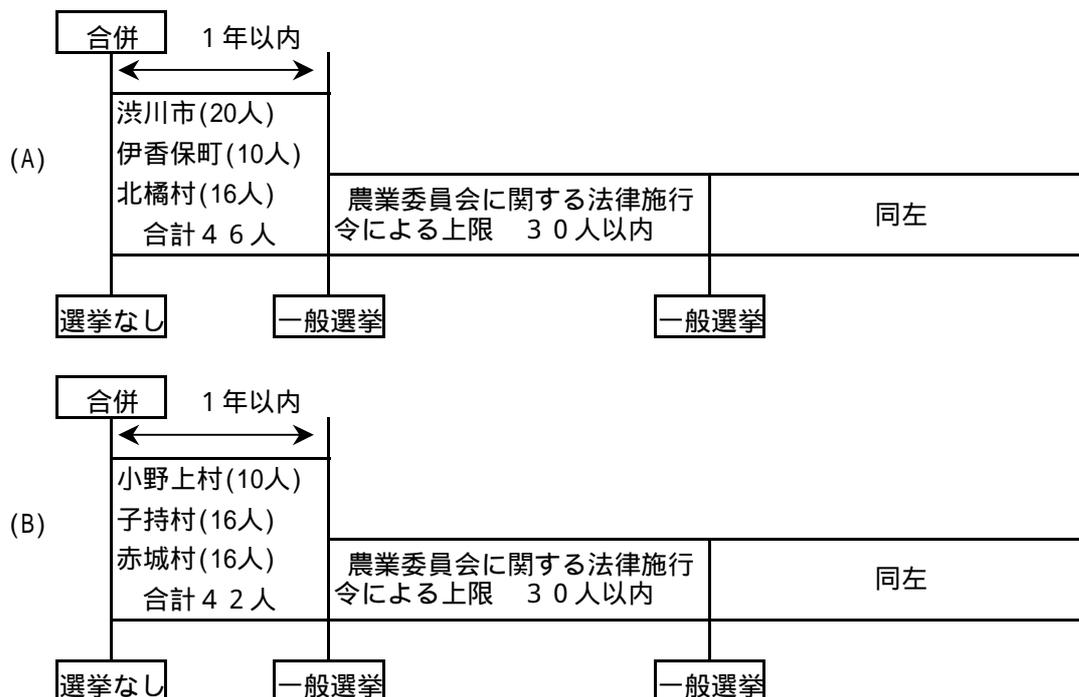
合併の前日で全委員は失職。

それぞれの委員会ごとに、合併の日から50日以内に新しく定められた定数に基づき設置選挙を行う。



(4) 複数の農業委員会を置く場合の在任特例の1例（特例法第8条）

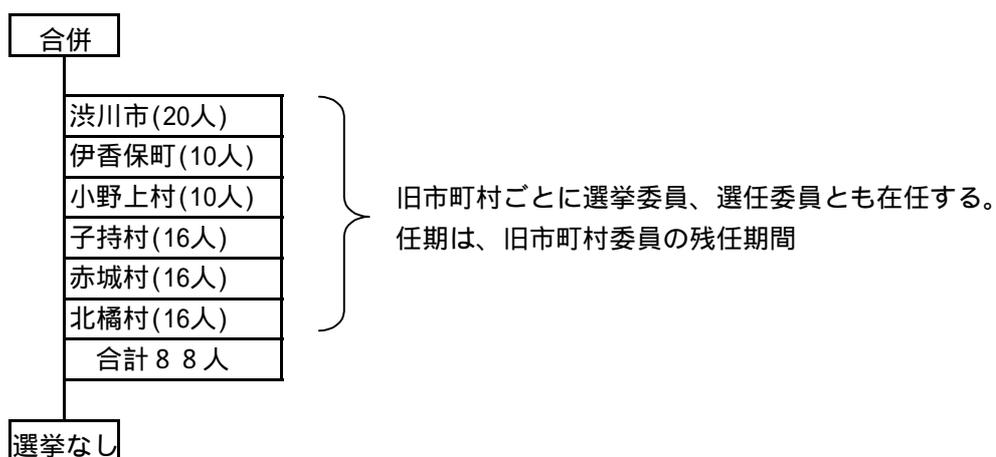
合併関係市町村が協議により、10人から80人の範囲で定めた数の者に限り、合併後1年以内の範囲で引き続き農業委員会の選挙による委員として在任できる。



(5) 合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を置く場合の特例（農委法第3条、第34条）

合併後の新市町村が、2で述べた要件を満たした場合（市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える）であって、新市町村に置かれる2つ以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することとができる。

（農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続する。）



4 委員報酬について(年額)

市町村の現況

(単位：円)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計
会 長	503,000	164,000	243,800	350,000	576,000	586,000	
会長職代	394,000	135,000	185,500	210,000	336,000	341,000	
部会長						299,000	
委 員	368,000	125,000	178,000	200,000	285,000	290,000	
合 計	7,521,000	1,299,000	1,853,300	3,360,000	4,902,000	5,005,000	23,940,300

試 算

	会長	職務代理	部会長	委員	計	(1)との差額
(1) 1つの農業委員会を置く場合の一般原則	1	1	2	26	30	-
	586,000	394,000	788,000	9,568,000	11,336,000	0
(2) 1つの農業委員会を置く場合の在任特例	1	1	2	76	80	-
	586,000	394,000	788,000	27,968,000	29,736,000	18,400,000
(3) 複数の農業委員会を置く場合の一般原則	2	2	4	52	60	-
	1,172,000	788,000	1,576,000	19,136,000	22,672,000	11,336,000
(4) 複数の農業委員会を置く場合の在任特例の1例	2	2	4	79	87	-
	1,172,000	788,000	1,576,000	29,072,000	32,608,000	21,272,000
(5) 合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を置く場合の特例	6	6	2	73	87	-
	2,422,800	1,601,500	598,000	19,318,000	23,940,300	12,604,300

報酬額は、各役職の最高額で計算した。(会長：北橋村、その他：渋川市)

部会長は会長職代と同額とした。

選任による委員は計算外とした。

5 先進地事例

区 分	あさぎり町（熊本県）	佐 野 市（栃木県）	郡 上 市（岐阜県）
合併の期日	平成16年4月1日	平成17年2月28日	平成16年3月1日
合併の方式	新設	新設	新設
区域内面積	15,949	35,607	103,079
農 地 面 積	2,926	3,508	3,212
調整方針 (特例の適用等)	なし 新町の農業委員会の委員の定数及び任期については農業委員会等に関する法律に基づき合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。	在任特例 新市に1つの農業委員会を置き、3市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。新市に5区の選挙区を設け、選挙による委員の定数は20人とする。	在任特例（2つの委員会） (1) 新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした2つの農業委員会を置く。 (2) 7町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
適用期間	-	合併後4ヶ月19日	合併後1年
区 分	三 次 市（広島県）	周 南 市（山口県）	
合併の期日	平成16年4月1日	平成15年4月21日	
合併の方式	新設	新設	
区域内面積	77,819	65,600	
農 地 面 積	6,010	2,360	
調整方針 (特例の適用等)	在任特例 (1) 農業委員会については、合併時に統合し、選挙委員の定数は30人とする。また、4の選挙区を設定する。 (2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条を適用する。 適用を受ける選挙委員を30人とし、三次市農業委員会から11人、君田村農業委員会から2人、布野村農業委員会から2人、作木村農業委員会から2人、吉舎町農業委員会から4人、三良坂町農業委員会から2人、三和町農業委員会から4人、甲奴町農業委員会から3人をそれぞれ互選により選出するものとする。また、この適用期間は合併の日から1年間とする。	なし（従前どおり） 2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。 その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。	
適用期間	合併後1年	-	

【公職選挙法】

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 1～2及び4～5項 省略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

【農業委員会等に関する法律】

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 省略

6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 省略

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2～5 省略

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

【農業委員会等に関する法律施行令】

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

1	(1)その区域内の農地面積が1,300ha以下の農業委員会 (2)10a以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1,3に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が、5,000haを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が5百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が6百以上となるようにしなければならない。

【市町村の合併の特例に関する法律】

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、(中略)この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

省略

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合(中略)においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 省略